

東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区保存計画

平成17年2月11日
教育委員会告示第10号

東近江市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という）第3条の規定に基づき、東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する計画

1 保存地区の沿革

東近江市五個荘地区は、琵琶湖の東、湖東平野のほぼ中央に位置し、南北5.4km、東西4.4kmで面積16.28 km²を有する。北・西・南の三方は、和田山（標高180m）・織山（同432m）・箕作山（同324m）に囲まれ、東側を愛知川が流れている。地域の平野部は、標高120～79mのほぼ平坦な水田地帯で、その大半で古代条里制をとどめる神崎郡条里型水田が広がっている。神崎郡条里は、愛知川左岸の沖積平野に施行された条里で、中流域から下流域にかけて長さ1.2km、最大幅4kmの範囲で認められる。その主軸方位は北に対して33度東に振っているが、これは平野の傾斜に規制された結果とされている。現在の地表に残る条里型水田は、古代からの条里を基本的に踏襲したものである。この内、金堂町は推定10条5里と11条5里にまたがっている。

古代、金堂町は近江国神崎郡神崎郷に属していたと考えられ、集落東側の小字南大城では8世紀前半創建の寺院跡金堂廃寺遺跡がある。集落北側の小字武功臣にある正源寺遺跡では、6～8世紀の古代集落跡を発見している。金堂の地名起源には、『近江輿地志略』は金堂村浄栄寺の項で「聖徳太子此地に憩息し玉ふ。不動坊といふ僧、はなはだ尊敬し、太子に遇する殊によし。相與にはかり計て寺院を建立し玉ふ。始に金堂を建玉ふ。依て村の名とす。」との伝承を収録している。

平安～室町時代にかけて、織山東麓一帯には山前荘と総称される荘園があり、金堂町は鎌倉末期には金剛勝院領山前荘の東荘に属していた。また、鳥羽法皇の院政期（1129～1156）の頃から周囲の荘園を含めて「山前五個荘」の荘号が見られ、合併前の町名の起源となっている。中世近江国を支配した佐々木氏の居城・観音寺城は、金堂町の西2kmにあり、京から東国へ通じる東山道は金堂の東側を通過しており、15・16世紀には、金堂の北東1.5kmの小幡が商業活動の拠点となっていた。

江戸時代、金堂ははじめ幕府領で、寛文元年（1661）から天和3年（1683）までは上野館林藩領となり、一旦幕府領に復し、貞享2年（1685）に大和郡山藩領となっている。『寛永石高帳』によれば、石高967石余であった。大和郡山藩は、近江国内の飛び地支配のために元禄6年（1693）に金堂集落のほぼ中央に陣屋を設置し、これは明治5年（1872）まで存続した。享保9年（1724）の『大和郡山藩領郷鑑』によれば金堂の戸数160軒・人口723人となっている。

金堂町は、近江商人の出身地の一つとして知られている。五個荘の商人は、八幡・日野の商人に比べて出現は遅く、『神崎郡志稿』の出店表によれば、328店中、江戸時代のものは13店である。金堂出身の商人の出店は27店を数えるが、江戸時代のものは文化2年（1805）の外村与左衛門京都店、同7年の同大坂店と、天保6年（1835）の外村宇兵衛の江戸店だけである。金堂村の農家一戸当たりの平均耕地面積は6反程度と小さく、副業として麻布の賃織が盛んに行

われていた。

江戸時代から明治期にかけて金堂集落の変容を知ることのできる資料として区有文書の中に元禄3年(1690)から明治9年(1876)までの合計8点の絵図がある。これらの地図から元禄年間(1688~1703)には神崎郡条里の10条5里と11条5里を分ける条境線を横軸の基準に陣屋を中心とし、その東・西・南の三方に寺院を配置する集落構成ができあがり、宝暦(1751~1761)ごろに、小字北出・中村・新牧・西出に民家が形成されている。その後、19世紀半ばにかけて、東へ漸次拡大され、明治に入って現在とほぼ同じ範囲に村が広がっている。

明治22年(1889)の市町村制により、南五個荘村・北五個荘村・旭村の3村が成立し、金堂地区は南五個荘村に属した。昭和30年(1955)にはこの3村と蒲生郡老蘇村の清水鼻を合わせて五個荘町となっている。

また、平成17年2月11日には、五個荘町と八日市市、永源寺町、愛東町、湖東町の1市4町が合併して東近江市となり、さらに平成18年1月1日には、蒲生町、能登川町も加わり現在の市域となった。

2 現況と経過

平成10年7月1日現在の五個荘町の人口は、11,656人・戸数3,527戸であった。このうち金堂集落は世帯数229戸・人口775人であり、一世帯の平均は3.38人である。

金堂集落は、五個荘地域のほぼ中央に位置し、JR能登川駅から近江鉄道バス「八日市」行きで「金堂」下車が最寄りの交通機関である。近江鉄道五箇荘駅は、金堂集落の東1.5kmにある。国道8号は、金堂集落の東600mを通り、西側には県道佐生五個荘線が通過している。金堂町から大津市へは直線距離で33km、彦根へは15kmである。

住民の職業を見ると、農家は43戸であるが、大半が兼業農家である。民間企業に就業している勤労者の内、五個荘地域に勤務する者が約50%を占め、県内に勤務する者を加えると80%以上の者が比較的に居住地の近くで働いている。

金堂地区内の文化財には、重要文化財の弘誓寺本堂(宝暦14年・1764)があり、市指定では、弘誓寺表門(元禄5年・1692)と、馬場石造五輪塔(正安2年・1300)、史跡旧外村宇兵衛邸(主屋・万延元年・1860)がある。

五個荘金堂の町並み保存への取り組みは、明治40年代に当時の内務省地方局有志による報告書『田園都市と日本人』の中で金堂・川並などが「田園都市の理想」とされたのに始まる。昭和50年代から歴史的町並み保存の運動が全国的に起こり、昭和56年に金堂地区伝統的建造物群保存対策調査(滋賀県立短大・室谷誠一教授)を実施した。昭和62・63年には、地区の主要な街路・水路の整備を行い、平成2年には商家の外村繁邸を整備して近江商人屋敷旧外村繁邸として一般公開した。平成5年からは地域啓発事業として、先進地の視察や啓発冊子の配布、案内看板の設置などを進めた。平成6年には商家の外村宇兵衛邸を整備して一般公開している。平成7年には地域で「金堂町並み保存会」を結成し、平成10年7月には同会に青年部が設立され、啓発活動を地域主導で進めている。一方、これらと併行して保存範囲の拡大を視野に入れて、平成8年に町並み保存対策調査の補足調査(奈良女子大学・上野邦一教授)を実施した。この調査成果を踏まえて、平成9年2月に金堂町並み保存のシンポジウムを開催し、6月に「五個荘町伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定。その条例にもとづいて、五個荘町伝統的建造物群保存地区保存審議会(会長・室谷誠一、委員16名)が平成10年7月末までに合計8回の審議会を開催している。平成10年4月18日付で町長及び教育委員会からの保存地区及び保存計画の諮問を受け、平成10年5月1日付で保存地区範囲の答申を行い、同7月28日付で保存計画の答申をした。

3 保存地区の特性

(1) 集落の構成

集落の周囲には古代条里制をのこす田畑が広がる。集落の東南端には大城神社があるが、その北側にあたる集落東北部の微高地には条里制の影響が見られず、不整形な畑地となっている。

集落の内部では、古代条里制を継承する通りが約1町ごとに平行にならぶ。条里制を継承する通りのうち、大城神社の社頭から西にのびる「馬場」と呼ばれる通り、弘誓寺の西側を走る南北の通り、勝徳寺の西側を走る南北の通りの3本は幅が広く、集落の中で最も重要な通りで、いわば集落の骨格をなしている。

条里制を継承していない通りは、T字型のもの、L字型に屈曲するもの、あるいは、条里制を継承する通りをつなぐもの、行き止まりになっているものなど、形態はさまざまであるが、総じて幅の狭い小道である。

水路も集落の重要な構成要素である。とくに弘誓寺前と勝徳寺前の南北の通りと、馬場の浄栄寺より西側の部分などにある水路は幅も広く、景観上も重要である。

宅地についてみると、集落の中心部分の弘誓寺を中心とした一帯は、宅地の規模が大きく、庭園をゆったりと取ったものが多い。そのほとんどが、近江商人の本宅である。その周辺には、宅地規模が比較的小さい農家が並ぶ。

以上のように、金堂集落は古代条里制を継承した通りを骨格に、中心部分に寺院と近江商人の本宅群が集まり、そのまわりを農家群、さらにはこれも古代条里制を残した田畑が取り巻くという明快な空間構成をもっている。

(2) 景観の特性

東北側の水田に立って集落を眺めてみると、古代の条里制の区画を継承する農地のむこうに、民家の屋根が連なる。その中央にひととき大きな弘誓寺の屋根が、その左側には大城神社の豊かな社叢（鎮守の杜）が見える。これは、浄土真宗の寺院と鎮守の杜を核とした湖東平野の農村の典型的景観であるといえる。

集落内で一直線に続く通りは少なく、先に述べた馬場通りと弘誓寺前通り、勝徳寺前通りだけである。その他の通りは、みな緩やかに曲ったり、あるいは屈曲している。そのため、進行にあわせて道に面した塀や生垣・土蔵などが、つぎつぎと視野に入ってきて変化していく。

また、通りは見通しよく十字型に交差する例は少なく、食い違いや突き当たりとなるものが多い。そのため、こうした交差部では、通りの進行方向正面に、土蔵や生垣などがアイストップとして現れる。さらに、宅地の中の庭木や奥まって建つ主屋などが通りから塀や生垣越しに視野に入り、奥行きのある景観となっている。

(3) 建物の構造・規模

建物を構造別にみると木造が圧倒的に多く、伝統的なものがよく残り、近年建てられた建物も木造が多い。しかし、周辺部など一部では鉄筋コンクリート造や鉄骨造、またプレハブの住宅などが建ちはじめており、集落の景観が変化しつつある。

建物の規模をみてみると、平屋建・二階建がほとんどであり、中二階建は少数である。近年新築された住宅は二階建にする場合が多く、また増改築により平屋建を二階建にすることもある。三階建はほとんど見られず、それ以上の高層の建物は見られない。

4 伝統的建造物群の特性

金堂の伝統的建造物群の特性は、歴史的風致を形成する伝統的な建造物、及びこれと一体を

なして価値を形成する環境要素によって説明できる。伝統的な建造物のうち、建築物には近江商人本宅や農家・社寺等があり、工作物には水路・石垣や塀等がある。これらの特色を以下に示す。

(1) 主屋

ア 商人本宅

近江商人は他国で店を出した後でも、出身地に居宅をもち、妻や子供たちが中心となって留守宅を守った。それが「本宅」である。商人たちの生活は華美ではなく、質素なものであった。そのような近江商人の暮らしぶりを反映して、本宅も質素で堅実なものであるが、庭園や茶室を持ち、近江商人たちの生活の文化的な質の高さがうかがえる。

時代の変化により一部の屋敷は空家となったり、所有者が変化している。しかし現在でも本宅として居住・管理されているものは多い。この商人の本宅が建ち並ぶ景観が、金堂地区の魅力の一つであり、金堂地区の一般的なイメージともなっている。商人の本宅は弘誓寺前通りや馬場通り、勝徳寺前通りなど大きな通り沿いに位置し、集落の中心部を占めている。

近江商人の本宅は500～2,000㎡の広大な敷地に、主屋を中心として、離れや土蔵・納屋などの付属屋を廊下でつないだ建物部分と、周囲に配された庭園によって構成されている。敷地の周囲は築地塀・板塀で囲まれる。これらの塀は、道路に面して建てられた土蔵や塀の上から見え隠れする庭木の緑などと共に、外観を特徴付けるものである。敷地入口には門があり、この門の横には漬物部屋などとして使われる小屋や敷地の周囲を流れる水路の水を利用するための建物である「いれがわと」などがある。

主屋の建築年代は明治・大正期のものがほとんどで、近江商人の近代における発展期と一致する。木造平屋建あるいは2階建で、梁間4間から5間、桁行は5間から7間の規模を持つ。平面は農家に見られる整形四間取りを基本とし、これにさらに居室を加えた形態となる。つまり、四間取りでいうザシキ上手にブツマを設けたり、その背後に1室加えて六間取りとする例が多い。六間より室数が多い場合は梁間方向につくる。主屋を本二階建とする場合、一階は書院風の座敷を、二階に数寄屋風の座敷をつくるなどの趣向がみられる。屋根は瓦葺の切妻造ないしは入母屋造である。桁行が長くなる場合は落棟とするのが普通である。妻面には二重梁と束立てを見せて意匠としている。壁面は素木あるいはベンガラ塗りの木部に白漆喰仕上が一般的で、中途仕上や板張も見られる。腰板を貼る場合は下見板張や羽目板張とする。また、庭園に面して、大きな開口部を持つことも重要な特徴である。主屋の外観的特徴を別表1に示した。

この他、商人本宅で重要なものは離れ座敷である。離れ座敷は数寄屋風の自由な形式をとり、茶室を置くものも多い。また、規模の大きい本宅の中には洋風の応接室を別棟に設けるものもある。これらは、主屋より建築年代は新しく、瓦葺の平屋建が普通である。

イ 農家

農家は、集落景観の重要な構成要素となっている。主屋は、江戸時代末期から明治時代にかけてのものが残っているが、近年の生活の変化に対応して、内部を改造しているものが多い。また、数軒の居住していない家屋がある。

屋敷構えをみると、200～800㎡の敷地には主屋を中央に、瓦葺屋根の納屋や便所を入口付近に構える家が多い。その際、主屋と便所は垂直に向かいあうことが基本だが、正面で向かいあう例外的なものもある。敷地内に納屋を持つ家が数軒あるが、主屋の背面に位置しないのが普通であり、庭園も主屋の前面につくる。このことは、金堂集落内に流れる水路が、主に敷地の裏側を通っていることが原因として考えられる。敷地の周辺には、生垣や板塀を巡らせる。築地塀とする例は少ない。

主屋は南西に面しているものと南東に面しているものとに大別できる。草葺と瓦葺が見られ、屋根の形状は切妻と寄棟が大半を占める。木造平屋建が基本であるが、2階建に改造したもの他、明治以降のものには中2階建、本2階建のものもある。草葺屋根は、四方に瓦葺の下屋をまわし、平入りとなる。屋根の左右の一方を切妻、もう一方を寄棟とする例もある。草葺屋根にトタンを被せている例も多い。

農家主屋の規模は梁間3間から3間半、桁行4間から5間程度で、平面は改造によってかなり変化しているものの、田の字型整形四間取りを基本としている。その他、六間取りの大型民家もわずかながら見られる。

構造は又首組とし、又首尻を梁端で受けるものと桁で受けるものがあるが、後者は湖東地方の民家によく見られる手法である。

外観壁面は真壁造を基本とし、白漆喰あるいは中塗仕上が一般的で、板張のものもある。腰壁には舟板を用いる場合もある。離れや納屋には定型が見られないが、総じて木造真壁造平屋建あるいは2階建で、瓦葺の切妻屋根をかける。壁面の意匠は主屋のものを簡略化したものである。

ウ その他

伝統的な様式ではあるが、通りに面した町家風のものなど上記のどの様式にもあてはまらない民家があり、「その他」とした。

(2) 付属屋

ア 土蔵

土蔵は通常、宅地の奥に建ち、クラマエで主屋とつながる。置屋根をかけ、壁は白壁に舟板など腰板を貼るものが一般的である。通りから望見できるものが多く、景観上も重要である。

イ 納屋

納屋は、主屋に比べて規模が小さい。多くは木造平屋建あるいは中二階建である。切妻の屋根をかける。壁面の意匠は主屋に準ずるが簡素なものが多い。

ウ いれがわと

いれがわとには上屋をもつものがある。この上屋は、瓦葺切妻屋根で梁間半間桁行2間ほどの規模で、水路を引き込んだ矩形の石積上に土台を設けて建てられている。真壁造で壁面は白漆喰仕上とし、舟板の腰壁とする。屋内には石張の階段がある。

(3) 工作物

ア 門

地区内の多くの民家には、門が設けられている。そのほとんど全てが棟門である。また主な入口ではないが、数寄屋風の門が設けられている例が1例ある。民家には長屋門はなく、地区内で長屋門が設けられているのは、前述の勝徳寺だけである。

また門の建具について見てみると、格子戸と板戸が主であるが、建具の種類については、大戸・引き違い戸・両開戸・片引き戸などさまざまなタイプのものがある。門の屋根は瓦葺がほとんどであるが、銅板葺も見られる。

イ 塀

金堂地区では塀の連続が集落の景観に大きな影響を与えている。板塀・築地塀が主であるが生垣や豆砂利洗出し仕上のコンクリート塀も多い。竹を縦横に編んだ網代塀も1例ある。最近では、コンクリートブロック・アルミ・モルタル等新しい素材のものも目立つ。

板塀には、大和塀と豎羽目板塀がある。共に棧瓦か目板瓦の小屋根か木製の笠木をのせ、上

部に襷棧を設けるものもある。材料は杉板で、生地のまま用いるもの、ベンガラを塗るものがある。貫のみをベンガラ塗とするものも多い。

築地塀には瓦葺の小屋根がつき、素柱を見せるものと見せないものがある。上部に襷棧がつく場合もある。腰板を張る場合は杉板を用いる。

ウ 水路

集落内を流れる水路も金堂地区の重要な要素といえる。現在、水路は集落中心部の寺や商人本宅の周囲を巡り、集落の西に流れ出る。

伝統的な水路は側面を主に石積で固める。側面の石積は切石積のものがほとんどを占めるが、中には野面石を積んだ素朴なものもある。

水路は景観上で重要なだけでなく、水を利用する人々のくらしの中で重要な役割を担っている。水路の水を使って洗い物をしやすくするために、いろいろな形態の洗い場がつくられている。金堂で見られる洗い場は先に述べた「いれがわと」のほか「あらいと」がある。

5 町並みの保存の基本的な考え方

(1) 保存計画の目標

金堂地区は近江商人のふるさととして、豪壮な近江商人の本宅が建ち並ぶ景観が、金堂地区を代表するものとされてきた。実際それらの居宅は、近江商人の文化・教養の高さを示す、すぐれた遺産であり、美しい水路の流れる弘誓寺前通りや、近江商人の本宅の周辺の景観は、わが国を代表するものの一つと言ってよい。

もう一つの特徴は、古代条里制を継承する農地のなかに展開する集落景観である。近江商人の本宅、農家の屋根が並ぶなかに、ひととき大きな弘誓寺の屋根と大城神社の杜の緑がアクセントをそえる。このような景観は、浄土真宗寺院を核として構成された湖東平野の典型的なものである。

保存計画の目標は、金堂地区の伝統的環境の特性を保存することを第一義とする。それと同時に、地区の活性化を促し、伝統に根ざした個性を継承しながら、そこに暮らす人びとの生活の質の向上をはかる

(2) 保存計画の考え方

具体的には、建造物の修理・修景を進めるなかで、金堂地区のすぐれた歴史的環境を保存・継承していくことが、保存計画の基本である。修理・修景の方針は以下に示すとおりである。ただ、金堂地区の民家にはさまざまな様式があるが、個々の形態が個性的で、ひとつの様式に対して、固定的な修景基準を設けることはむずかしい。さらに、敷地や建物の規模も住宅ごとにかかなりの差がある。居住者が健康で快適なくらしを実現するため、あるいは農作業など生業の利便性を高めるために、必要な変更（たとえば付属屋の増築など）が求められる場合も考えられる。金堂地区の保存においては、伝統的環境の保存・継承と、こうした変更の要求を整合させていく必要がある。

金堂集落の空間構成をみると、集落の中心部に近江商人の本宅と寺院が集まる部分があり、その周囲に農家が建ち並び、さらにその周囲に農地が広がる。この層状に広がる空間構成が、集落景観を特徴づけている。通りの景観は、道路・水路・門・生垣などの境界要素、宅地内の植栽などと一体化したものであるが、金堂地区は通りごとに個性的な景観をもっている。

以上から、金堂集落の保存にあたっては、建造物の修理・修景を中心にしながら、集落の中ですぐれた景観をもつ場所、特徴的な空間形成をもつ場所、重要な伝統行事に用いられる場所などを選び、環境整備を重点的に行っていくなど、集落構成や通りごとの景観の特徴を踏まえた総合的な保存整備を図るものとする。そのため、県道佐生・五個荘線の東西で異なる計画目標を定める。

東側は、伝統的建造物が集中し、歴史的景観の積極的保全を図る。西側は、古代条里制の区画を継承した田畑が残る地区で、その特徴を生かしながら新しい建造物等については、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。

6 保存地区の範囲

保存地区は付図（別図1）に示す範囲とする。

7 保存の内容

- (1) 古代条里制および集落の町割りについて、可能な限りその形状を保存する。
- (2) 伝統的建造物については屋敷構えも含めて保存を図る。
- (3) 街路・田畑から望見できる建造物の外観について、保存・修景を図る。
- (4) 歴史的景観の特性を阻害するものについては、適切な修景を施し、周囲の景観との調和を図る。
- (5) 歴史的環境を生かしながら、居住環境の向上を図る。

第2章 伝統的建造物および環境物件の特定

1 伝統的建造物

保存地区において、主として江戸時代後期から第二次大戦終結時にかけて建てられた建造物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を「伝統的建造物」と定める。（別表2）

2 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。（別表3）

第3章 建造物等の保存整備

1 伝統的建造物の修理

- (1) 伝統的建造物は、別に定める修理基準を運用して、外観の保存を図る。
- (2) 伝統的建造物のうち、修理基準が定められていないものは、各々の固有の様式にしたがって、復原・修理を行い、外観の保存を図る。
- (3) 外観に伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられているものについては、改造・修理の経緯を検討のうえ、旧状に復するための修理を基本とする。
- (4) 修理にあたっては、構造耐力上、必要な部分を補強し、防災性能の向上を図る。

2 伝統的建造物以外の建築物等の修景

保存地区内にある伝統的建造物以外の建造物等の新築・増築・改築・移転・模様替えもしくは色彩の変更にあたっては、次の2つの基準によるものとする。

- (1) 伝統的様式に則った現状変更の基準として修景基準を定める。この基準は、地区内の伝統的建造物群の特性に特に配慮すべき建築物等について、その配置・構造・規模・意匠・色彩等の基準を示すものとする。
- (2) その他の物件の現状変更は許可基準を満たすものとする。許可基準は歴史的風致と調和する建造物等の配置・構造・意匠・色彩等の基準を定めるものとする。
- (3) 集落の空間構成の特徴をふまえ、県道佐生五個荘線の東西で異なる許可基準を定める。すなわち、東側における許可基準は、その歴史的景観に調和するものとする。西側における許可基準はその歴史的景観を損なわないものとする。

3 自然物の復旧・修景

地区の歴史的環境の構成要素である樹木や条里制を継承する田畑の保全を図る。

- (1) 環境物件の復旧を図る。
- (2) 環境物件以外の自然物の修景を図る。

第4章 管理施設と環境の整備計画

1 管理施設等の整備計画

保存地区における修理・修景・復旧等の相談や技術指導及び保存団体の活動に供するため、さらに保存地区を訪れる人々への情報提供を行うための管理施設等を整備する。

2 環境の整備

保存地区内において、以下の環境整備を進める。整備事業は、保存地区の特性を生かしながら、必要に応じて他事業と組み合わせて実施する。

(1) 道路の修景

保存地区の特性を損なわない範囲で、舗装や縁石などの修景を行う。路面の舗装、側溝の改修にあたっては、工法・材料等に配慮する。特に石積の側溝については復原に努める。

(2) 水路の修景・復原

可能なかぎり伝統的な工法を採用し、石橋や「あらいと」の復原に努める。すでに暗渠となった部分、またコンクリート三面貼りやコンクリートブロック積み護岸となった部分は、伝統的な形態を復原することに努める。

(3) 電柱・架線等の撤去

電力柱・電話柱・架線等は移設および整理を基本方針とする。

(4) 駐車場の整備

住民用および来訪者用の駐車場の配置計画を策定し、整備を進める。また、駐車場の周りには素材や色彩・意匠等に配慮した塀や門を設ける等により、周囲の集落景観と調和させる。

(5) 共用空間の整備

社寺の周辺、馬場通と弘誓寺前通りのT字路周辺、地藏堂前などの共用空間の修景整備を進める。

3 防災対策

火災や地震などの災害に備えて、早期発見、初期消火、救助などを行う住民組織や情報

伝達の手段を整備し、避難や消火のための設備を設けるなど、総合的な防災システムを整備する。

(1) 避難路・避難壕所

防災システムに関連して、適当な避難路、避難場所を確保する。

(2) 防火設備

保存地区の必要箇所に防火水槽・消火栓・放水銃などの消防活動に必要な施設を整備すると共に、自動火災報知機などの警報設備を設置する。

(3) 地震対策

地区内の伝統的建造物等に適当な構造補強を施し、耐震性を高める。

4 説明板や屋外広告物等の修景

(1) 説明板の整備とサイン計画

地区外から訪れる人々のために、適当な場所に説明板を設置する。あわせて総合的なサイン計画をたて、他の事業（観光・道路など）で設置される標識等の意匠や設置を適切に誘導するものとする。

(2) 屋外広告物の意匠

店舗その他に設置される屋外広告物の形状・大きさ・色彩および素材については十分に考慮し、周囲の集落景観と調和する意匠とする。

5 伝統的建造物の活用

(1) 共用施設や賃貸住宅への転用

保存地区内における伝統的建造物の共用施設や賃貸住宅などへの積極的な活用により、地区の活性化を図るとともに、空家化による荒廃を抑制する。

(2) 伝統的建造物・環境物件の公開

伝統的建造物および庭園などの環境物件のうち、可能なかぎりその公開に努める。

第5章 保存地区内の伝統的建造物及びその他の物件に係る助成等

1 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、必要な経費の助成を行う。

2 技術的援助

保存地区内における建造物の修理・修景の相談に応じ、指導および助言を行う。

3 資材の提供及び斡旋

保存地区内における建造物の修理・修景および環境物件の復旧にあたって、必要に応じて物資を提供または斡旋する。

4 保存団体への助成

住民等によって組織された保存団体の活動に関わる経費について、必要な助成を行う。